

令和6年4月から適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて

今般、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について（令和6年3月28日付け5林整計第1046号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について（令和6年3月28日付け6林整計第1047号林野庁森林整備部長通知）により積算基準が改正され、令和6年4月1日から施行する（以下「新積算基準」という。）こととなりました。

この改正に伴い、令和6年4月から適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて（令和6年3月28日付け5林整計第1055号計画課長通知）が通知され、令和6年3月28日以降に入札書の受付を開始する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）並びに森林整備保全事業に係る調査、測量、設計及び計画業務（以下「工事等」という。）については、新積算基準に関する周知期間や積算プログラムへの反映の期間等を考慮し、下記の取扱いを行うこととしておりますのでお知らせいたします。

記

1 措置の内容

工事等の発注者又は受注者は、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2 国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定及び「国有林野事業の建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成8年3月27日付け8林野管第28号林野庁長官通知）別紙国有林野事業業務請負契約約款第59条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができます。

変更後の請負代金額等

= 新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）× 当初契約の落札率

2 措置の対象となる工事等

入札書の受付開始日が令和6年3月28日以降の工事等